【第2号議案】 地域グループ移行後の規約変更について

大学図書館問題研究会 京都支部規約新旧対照表		
	旧	備考欄
大学図書館問題研究会 京都地域グ	大学図書館問題研究会 京都支部規約	
<u>ループ</u> 規約		
<u>2016年 月 日</u> 制定	<u>2005年01月22日</u> 制定	
わたしたちは「大学図書館員は、知	わたしたちは「大学図書館員は、知る	
る権利、学問の自由、教育を受ける	権利、学問の自由、教育を受ける権利	
権利を保障する立場から『求める資	を保障する立場から『求める資料を求	
料を求める人の手に』を合言葉に、	める人の手に』を合言葉に、 学術情	
学術情報にかかわるすべての人々と	報にかかわるすべての人々と連携・協	
連携・協力して学習・研究・実践を	力して学習・研究・実践を行う」とい	
行う」という基本方針に基づいて活	う基本方針に基づいて活動をすすめ	
動をすすめます。	ます。	
(名称)	(名称)	
第1条	第1条	
本 <u>グループ</u> は、大学図書館問題研究	本 <u>支部</u> は、大学図書館問題研究会京都	
会京都 <mark>地域グループ</mark> と称します。	<u>支部</u> と称します。	
(目的)	(目的)	
第2条	第2条	
本グループは大学図書館問題研究会	本支部は大学図書館問題研究会の会	
の会則に従い、会員相互の交流を深	則に従い、会員相互の交流を深めると	
めるとともに、研修・経験交流の場	ともに、研修・経験交流の場を提供す	
を提供することで大学図書館の発展	ることで大学図書館の発展に寄与す	
に寄与することを目的とします。	ることを目的とします。	
(事業)	(事業)	
第3条	第3条	
前条の目的を達成するために次の事	前条の目的を達成するために次の事	
業をおこないます。	業をおこないます。	
1	1	
<u>グループ</u> 報の発行	支部報の発行	
2	2	
研究交流会の開催	研究交流会の開催	
3	3 1	

総会の開催

その他本グループに必要な事業

(会員)

第4条

本グループは京都府の大学図書館員 および本グループが認めた会員で組 織します。

グループ会員は本グループのすべて の事業に参加し、グループ報の配布 を受けることができます。

は、購読会員となることができます。 購読会員は、グループ会費を納める ことによって、グループ報の配布を 受けることができます。

(総会)

第5条

本グループの最高機関を総会とし、 すべてのグループ会員はこの総会に 出席し、発言し、議決に加わる権利 し、議決に加わる権利を有します。 を有します。

総会は年 1 回グループ代表が招集し 開かれます。ただし、委員会が必要 を開くことができます。

総会は活動方針、予算、決算、委員 の選出およびその他必要事項を審議 し、決定します。

総会の開催

その他本支部に必要な事業

(会員)

第4条

本支部は京都府の大学図書館員およ び本支部が認めた会員で組織します。

支部会員は本支部のすべての事業に 参加し、支部報の配布を受けることが できます。

京都地域グループに所属しない会員 | 京都支部に所属しない会員は、購読会 員となることができます。購読会員 は、支部会費を納めることによって、 支部報の配布を受けることができま す。

(総会)

第5条

本支部の最高機関を総会とし、すべて の支部会員はこの総会に出席し、発言

総会は年 1 回支部長が招集し開かれ ます。ただし、委員会が必要としたと としたとき、もしくは会員の3分の1 き、もしくは会員の3分の1以上の要 以上の要求があるときは臨時に総会 | 求があるときは臨時に総会を開くこ とができます。

総会は活動方針、予算、決算、委員の 選出およびその他必要事項を審議し、 決定します。

(委員会)

第6条

む委員会をおき、会務を担当します。

委員は総会において選出し、選出さ れた委員はグループ代表 1 名を互選 します。

委員会のもとに事務局をおきます。

(グループ委員)

第7条

し、会務を主宰し、総会、委員会を 年とします。ただし再任をさまたげ ません。

委員は会務を分担し、その任期は1 年とします。ただし再任をさまたげ ません。

(監査委員)

第8条

本グループに監査委員 1 名以上をお きます。

監査委員は総会において選出しま「監査委員は総会において選出します。 す。

監査委員の任期は1年とします。た だし再任をさまたげません。

(委員会)

第6条

本グループにグループ代表 1 名を含 本支部に支部長 1 名を含む委員会を おき、会務を担当します。

委員は総会において選出し、選出され た委員は支部長1名を互選します。

委員会のもとに事務局をおきます。

(支部委員)

第7条

グループ代表は本グループを代表 | 支部長は本支部を代表し、会務を主宰 し、総会、委員会を招集します。支部 招集します。グループ代表の任期は1 長の任期は1年とします。ただし再任 をさまたげません。

委員は会務を分担し、その任期は1 年とします。ただし再任をさまたげま せん。

(監査委員)

第8条

本支部に監査委員 1 名以上をおきま す。

監査委員の任期は1年とします。ただ し再任をさまたげません。

(全国委員)

第9条

本グループに全国委員 1 名をおきま す。

3

全国委員はグループ委員であること を要件とします。

(財政)

第10条

本グループの経費は地域グループ 費、助成金、事業収入および寄付金 でまかない、購読会員は地域グルー プ費を前納しなければなりません。

地域グループ費は年額 2000 円とし ます。

本グループの予算、決算に関するこ とは総会に提案し、その議決を得な ければなりません。

委員会はグループ会員の要求のある ときは、その都度会計簿を見せなけ ればなりません。

5

本グループの会計年度は7月1日よ りはじまり、翌年6月30日に終りま

(規約改正)

第 11 条

このグループ規約の改正は総会にお 第11条

(全国委員)

第9条

本支部に全国委員1名をおきます。

全国委員は総会において選出しま 全国委員は総会において選出します。

全国委員は支部委員であることを要 件とします。

(財政)

第10条

本支部の経費は支部会費、支部還元 金、事業収入および寄付金でまかな い、支部会員および購読会員は支部会 費を前納しなければなりません。

支部会費は年額2000円とします。

本支部の予算、決算に関することは総 会に提案し、その議決を得なければな りません。

委員会は支部会員の要求のあるとき は、その都度会計簿を見せなければな りません。

本支部の会計年度は7月1日よりはじ まり、翌年6月30日に終ります。

(規約改正)

いてのみなされ、出席会員の3分の2 この支部規約の改正は総会において 以上の賛成を必要とします。

のみなされ、出席会員の3分の2以上 の賛成を必要とします。

附則

第1条

事務局の所在地は財務担当の住所を 準用します。

第2条

この<u>グループ</u>規約は<u>2016年7月1日</u> より効力を発するものとします。

附則

第1条

事務局の所在地は財務担当の住所を 準用します。

第2条

この支部規約は <u>2005 年 01 月 22 日</u>よ り効力を発するものとします。